

審査基準

法令番号	昭和29年法律第119号
------	--------------

法令名	土地区画整理法	条文	第76条第1項
事務の種類	建築行為等の許可		

土地区画整理法第76条第1項の許可基準は、次のとおりとする。

- 1, 申請地が、土地区画整理法第98条の規定に基づく仮換地指定（以下「仮換地指定」という）がされている場合は、次に掲げるいずれかに該当すること。
 - (1) 申請地が土地区画整理法第99条第1項に定める使用または収益する権利が発生している場合（以下「使用収益開始済」という）、もしくは当該申請に係る土地区画整理事業の施行者が使用収益開始済と同等の状況であると認める場合で、当該土地区画整理事業の施行に対して障害とならないこと。
 - (2) 前号以外の場合については、土地区画整理事業の施行に対する障害と申請された建築等の行為の公益性を比較衡量し、社会通念上許可せざるを得ないと判断されること。
- 2 申請地が仮換地指定されていない場合は、次に掲げるいずれかに該当すること。
 - (1) 土地区画整理事業の施行に対して障害とならないこと。
 - (2) 土地区画整理事業の施行に対して障害となる場合については、その障害と申請された建築等の行為の公益性を比較衡量し、社会通念上許可せざるを得ないと判断されること。

標準処理期間	総日数	内訳	受付機関	経由機関	処理機関	その他
			(都市計画課)	()	()	(別途意見照会)
	7日		7日	日	日	10日